重要事項説明書(短期入所・介護予防短期入所療養介護サービス)

あなたに対する介護医療院で行う短期入所サービスにあたり、介護保険法に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

名 称	介護医療院 あかね	事業所番号	3 5 B 0 1 0 0 0 3 7
代表者	理事長 吉水一郎	管理者	脳神経筋センターよしみず病院院長兼務 神田隆
所 在 地	下関市後田町1丁目1番1号		
電話番号	083 (231) 3888	FAX番号	083 (231) 7957

2. 施設の目的と運営の方針

事業の目的	要介護・要支援状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	1. 居宅(介護予防)サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す
	2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立って施設サービスを提供するように努める
	3. 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う
	4. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める

3. 職員体制(令和6年7月1日現在)

職種	員数	区	分	備考
		常勤	非常勤	
管理者	1	1		脳神経筋センターよしみず病院院長兼務
医師	12		12	
薬剤師	2	1	1	脳神経筋センターよしみず病院兼務
管理栄養士	2	1	1	脳神経筋センターよしみず病院兼務
看護職員	16	13	3	
介護職員	19	11	8	
理学•作業療法士等	1	1		
介護支援専門員	3	2	1	介護医療院看護師兼務

4. 職員の勤務体制及び職務内容

11 10000 20000 1111111	2 C 1/1 2 1 1	
職種	勤務体制(休暇)	職務内容
管理者	8:30~17:30(土日祭日)	従業者の管理、業務の実施の把握その他の管理
医師	8:30~17:30(シフト制)	入所者の健康管理、療養上の指導、診察
薬剤師	8:40~17:20(土日祭日)	調剤及び服薬指導
管理栄養士	8:30~17:30(シフト制)	栄養管理、栄養食事相談
看護職員	8:30~17:10 16:00~9:20(シフト制)	入所者の病状及び心身の状況に応じた看護の提供
介護職員	8:30~17:10 16:00~9:20(シフト制)	入所者の病状及び心身の状況に応じた介護の提供
理学•作業療法士等	8:30~17:30(シフト制)	リハビリ実施計画の作成、機能訓練
介護支援専門員	8:30~17:10(シフト制)	施設サービス計画の作成

5. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、旧下関市の区域とする。(ただし、離島は除く)

6. 施設の利用にあたっての留意事項

- ①職員の指示に従うこと。
- ② 施設及び備品を毀損しないこと。
- ③備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。
- ④ 無断で備品の位置や形状を変更しないこと。
- ⑤ その他管理者が必要と認められる事項。

7. 非常災害対策

- ① 施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策を立て、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- ② 非常災害対策は、消防法の定めに基づき作成した施設の「非常災害マニュアル」による。

8. 苦情申立窓口

* 山口県国民健康保険団体連合会 電話番号:083-995-1010 9:00~17:00 住所:山口市朝田1980番地7 FAX :083-934-3665 土日祝日を除く * 下関市役所 介護保険課 事業者係 電話番号:083-231-1371 8:30~17:15

* 介護医療院あかね(脳神経筋センターよしみず病院内) 電話番号:083-231-3888 FAX:083-231-7957

* 介護医療院あかね相談窓口(脳神経筋センターよしみず病院内) 9:00~12:00、13:00~17:00(平日) 相談担当者:福永千代子、村岡純子、秋田三千代9:00~12:00(土曜) 日・祝日、年末年始、お盆休み除く

9. サービスの概要と利用料

(1)介護保険給付によるサービス(※利用者負担割合が2割の場合は記載金額の2倍、3割の場合は記載金額の3倍となります。)

①短期入所サービスの概要

1単位10円での計算となります。

サービスの種類	内 容	自己負担額	
看護及び医学的管 理の下における介	利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利 用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術を持っ	施設利力	. , ,
護	て行います。	1日あたりの利	用料1割負担
	心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助	【多床	_
機能訓練	けるため理学療法、作業療法その他必要なリハビリテー ションを計画的に行います。	要介護1	894 円
		要介護2	1,006 円
	利用者の自立支援に配慮した排泄介助などを適切に行います。オムツを使用せざるを得ない場合には、心身及	要介護3	1,250 円
排泄・オムツ交換	び活動状況に適したオムツを提供し、適切にオムツ交換	要介護4	1,353 円
	を実施します。	要介護5	1,446 円
 入浴・清拭	週2回以上入浴又は清拭を行い、身体の清潔保持に努	要支援1	666 円
	めます。	要支援2	827 円
離床	寝たきり防止のため離床のお手伝いをします。		
着替え	状況にあわせ、毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	【従来型	個室】
整容	身の回りのお手伝いをします。	要介護1	778 円
口腔ケア	毎食後、口腔ケアを行います。	要介護2	893 円
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	要介護3	1,136 円
シーノ交換	シーツが汚れた場合は随時交換します。	要介護4	1,240 円
介護相談	利用者とそのご家族からの相談に応じます。	要介護5	1,333 円
兴美 英田	年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行	要支援1	603 円
栄養管理	います。	要支援2	741 円
夜間勤務等 看護加算IV	夜間帯(17時から9時)は看護職員又は介護職員が3人 以上勤務しています。	1日あたり	7円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れた場合	1日あたり	120円
認知症行動·心理 症状緊急対応加算	認知症の行動、心理状態があり在宅での生活が困難で 緊急入所が適当であると医師が認めた場合(7日限度)	1日あたり	200円
緊急短期入所 受入加算	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急入所が 必要と認めた場合(14日限度) ※要介護のみ	1日あたり	90円
療養食加算 (治療食・検査食)	療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食など)を提供した場合	1食あたり	8円

緊急時治療管理	病状が重篤となり救命救急医療(投薬、検査、注射、処置等)を行った場合	1回あたり	518円
サービス提供 体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%を超える人員配置を行っています。	1日あたり	22円
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等から見て送迎を 行なうことが必要と認められる利用者に対して送迎を行な う場合 ※要支援の方は134円	片道につき	184円
介護職員等 処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員等の資質向上のため研修を実施し、職場環境 の改善に取り組んでいます。	算定した単位数の 1,000分の36	

②特別診療費

感染対策指導管理	感染防止対策を行っています。	1日あたり	6円
褥瘡対策指導管理(I)	入所時と3月に1回褥瘡発生リスクを評価します。その評価結果等を厚生労働省へ提出し褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用します。褥瘡発生リスクのある入所者ごとに多職種で褥瘡ケア計画を作成し3月に1回見直します。	1日あたり	6円
重度療養管理	要介護4又は5に該当する者。頻回吸引、ストーマの処置 等を行った場合。	1回あたり	125円
	薬剤師が服薬指導、服薬支援を行った場合	1回あたり	350円
薬剤管理指導	同月最初の薬剤管理指導時に加算します。 入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し処方に当 たって当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施 のために必要な情報を活用します。	1回あたり	20円
医学情報提供	退所時に利用者の同意を得て、診療情報を示す紹介文書を作成した場合(診療所に提供する場合290円)	1回あたり	220円
	理学療法士が、活動向上練習、日常生活動作練習等を 行った場合(1回20分以上、1日3回を限度)	1回あたり	123円
理学療法	入所日から4月を超えた期間において月に11回以上行っ た場合の11回目以降	1回あたり	86円
	入所者ごとのリハビリテーション計画の情報を厚生労働省に 提出しリハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リ ハピリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報 を活用します。	1月あたり	33円
摂食機能療法	発達遅滞、顎切除及び舌切除の手術又は脳血管疾患等による後遺症により摂食機能に障害がある利用者に対して30分以上の訓練指導を行います。(月4回を限度)	1回あたり	208円

(2)介護保険給付外サービス

(2)介護保険給付外サービス					
サービスの種類	内 容	自己負担額			
	食事時間	•基準負担額			
	朝 食 8:00~	朝食400円 昼食490円	夕食555円		
	昼 食 12:00~	ただし、			
☆ ★ / \	夕 食 18:00~	食費の負担限度額認定を受			
食事代	できるだけ離床して食堂で食べて下	認定証の記載額が自己負担 利用者負担第1段階の方	型観になりまり。 1日 300円		
	さい。	利用者負担第1段階の方 利用者負担第2段階の方	1日 600円		
	アレルギーのある方はご相談ください。	利用者負担第3段階1の方	1日 1,000円		
		利用者負担第3段階2の方 利用者負担第4段階の方	1日 1,300円 1日 1,445円		
		·基準負担額 【多床室】	【従来型個室】		
		第1段階 1日 0円	550円		
 居住費	光熱水費相当を自己負担していた	第2段階 1日 430円	550円		
店住賃	だきます。	第3段階① 1日 430円	1,370円		
		第3段階② 1日 430円	1,370円		
		第4段階 1日 437円	1,728円		
 病 衣	 病衣をご用意します。	浴衣・パジャマスタイル	1日 80円		
/13 12		ルームウエア	1日 120円		
電気代	電気毛布 1日 110円	ラジオ	1日 33円		
	電気アンカ 1日 44円	パソコン	1月 1,100円		
テレビ・Wi-Fi使用代			1日 200円		
	洗濯はできるだけご家族の方がお持ちお、支障のある方は外部業者(ハニード				
洗濯代	月額 3,025円※開始月と終了月は1回	605円			
	週3回(火・木・土)集配があります。	ぶったナナ (1、日14分 1 1 ナ			
	指定のネットに入るだけ洗濯に出すこと 15ネット目より追加料金が発生します。1				
タオルレンタル代	1日の使用枚数 バスタオル1枚、フェイン				
ポジショニング	バナナ刑 (1 井 ノブワけ)(井 ノブ1 個 (井 ノブ9個)」ファマア刑1 個 (1 日) 「5日				
クッションレンタル代					
消耗品	使い捨て食事用エプロン		1箱 850円		
	ボックスティッシュ まもりたい 9 (80cm×9cm)		1箱 65円 1枚 220円		
スキンーテア・	まもりたい 9 (80cm×9cm) まもりたい 12 (80cm×12cm)		-		
MDRPU 予防対策製品	, ,	1枚 220円			
	まもりたい 25 (80cm×25cm) 1枚 440円				
スキンケア用品	1本あたり モイストバランス 1,487円 スプレーコート 1,584円 シルティ 1,155円				
理美容代	ビューティヘルパーが来院し、理美容サビス(カット、洗髪、毛染、パーマ、髭剃り顔剃り、丸刈り等)を提供します。 *外部業者への委託のため当院が代りております。)、 美容(女性)	理容(男性) 770~3,190円		

※その他、日常生活に必要な物品(ただし、おむつを除きます。)については、入所者の全額自己負担となっております。

10. 緊急、事故の対応

当施設が行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご家族、市町村に連絡を行い、必要な措置を迅速に講じます。また、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11. 協力医療機関

当施設は、「医療法人茜会 脳神経筋センターよしみず病院」を協力医療機関と定め、利用者に病状の 急変が生じた場合その他必要な場合には連絡をとり、迅速に適切に対応します。

12. 急変時の対応

当該サービス利用中に、緊急的に医療行為が必要になった場合、速やかにご家族に報告し対応を協議します。なお、ご家族に連絡が取れない場合は、脳神経筋センターよしみず病院に入院していただき、担当医師の判断において必要な医療行為を行う場合があります。

13. 虐待の防止について

当施設は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る責任者を選定します。 責任者:役職 管理者、氏名:神田 隆 担当者:役職 看護介護長、氏名:近藤 裕子
- (2) 虐待を防止のための従業者に対する研修を年2回以上実施します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催します。 (併設の協力医療機関である脳神経筋センターよしみず病院と共同で開催) また当施設は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

14. 身体的拘束等

当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。